

特集：大宮法科大学院大学

クリニック・エクスターンシップからのメッセージ

エクスターンシップの実践と展望

山口健一

I	はじめに	179
II	エクスターンシップ開始までの準備	179
1	初回のエクスターンシップをするのに何を獲得目標としたか	179
2	エクスターンシップ実施要領の策定	179
3	エクスターンシップ受入先の募集	181
4	学生への受入先一覧表の開示、説明会の実施	182
5	エクスターンシップ受入先の決定について	183
6	受入先決定後の受入先への連絡	184
III	エクスターンシップ実施状況(各学生の報告による内容と課題)	185
IV	エクスターンシップ受入先からの要望	207
V	実際に実践して当初の目標は達成できたか — 発見したこと、反省点	208
1	獲得目標の達成度	208
2	発見したこと(学生が異口同音に指摘していること)	208
3	反省点	208

VI	夜間主学生の参加についてどのような配慮をしたか — 上手くいったか	209
VII	法科大学院においてエクスターンシップを行う意義……………	210
1	法律基本科目、他の実務基礎科目との関連……………	210
2	クリニックとの相違(役割分担)……………	210
3	司法修習との関係……………	211
VIII	将来に向けて、教育実践としてどのような展望を持ち得るか……………	211
	資料……………	213

I はじめに

本学での初めてのエクスターンシップを、2006年1月～3月に実施した。

対象は、第1期生(2年生)で、2年の学年末試験が終了した後3年生になる冬休みの期間に最低約50時間(1単位)という内容で実施をした。

何と言っても、初めての実施なので、如何に学生に教育効果の上がるエクスターンシップ受け入れ体制を作り上げるかに腐心した。

本稿は、本学最初のエクスターンシップについて、獲得目標をどのように設定し、どのような準備をしたか、どのような経過で実施したかに加え、学生・受入先からの意見を踏まえ、エクスターンシップ実施の成果と課題をご報告するものである。

今回のエクスターンシップ実施を通じ、エクスターンシップの意義を、法律基本科目・他の実務基礎科目との関連、クリニックとの関係(役割分担)、司法修習との関係、新司法試験との関係を考える切っ掛けとしていただき、本学ならびに他学における今後のエクスターンシップ実施の参考になれば幸いと思い、執筆したものである。

II エクスターンシップ開始までの準備

1 初回のエクスターンシップをするのに何を獲得目標としたか

2年弱の期間に主に座学で学んだ法律が社会の実際の場でどのように機能し、そこで弁護士がどのような役割を果たしているかを、弁護士が活躍する最先端の現場(法律事務所、企業法務部、その他弁護士の関係する官公庁、自治体、諸機関、団体、NGO・NPO等)で観察・体験することによって、弁護士の役割への理解を深めること、併せて現場を体験することにより具体的法曹像を見据えた勉学の目的意識・意欲を高めることを獲得目標とした。

2 エクスターンシップ実施要領の策定

本学内のクリニック・エクスターンシップ委員会において、2004年から2005年夏にかけて、種々議論を重ねながら、エクスターンシップ実施要領の策定の準備を進めた。エクスターンシップ実施要領の骨子は、以下のとおりである(末尾添付の【資料1】参照)。

(1) エクスターンシップ実施の時期

2年次(4年制の場合は3年次)後期が終了し、3年次(4年制の場合は4年次)の前期が開始する前の時期(毎年1月～3月の時期)とした。

(2) エクスターンシップ実施の対象、学生の適格性

本学に在籍する学生でエクスターンシップの履修を希望する者には極力エクスターンシップが受けられる体制づくりを目指した。

学生がエクスターンシップを履修するには、以下の要件を満たさなければならないこととした。

① 必修としての法律基本科目・実務基礎科目(法情報調査・法文書作成及び専門職責任)の単位を取得もしくは取得見込みであること。なお、面接・交渉技法及び民事訴訟実務の単位を取得していることを推奨する。

② 守秘義務を遵守する旨の秘密保持誓約書(末尾添付の【資料2】参照)を本学に提出していること。

なお、秘密保持誓約書の宛先は、1用紙で本学及び受入先宛とし、学生から本学に提出された秘密保持誓約書原本は本学で保管し、写を受入先に送付する扱いとした。

(3) エクスターンシップ派遣先(受入先)

以下の3ジャンルから幅広い受入先を募集することを目指した。

- ① 法律事務所
- ② 企業(企業内弁護士のいる企業)法務部
- ③ 官公庁、自治体、諸機関、団体、NGO・NPO等

(4) エクスターンシップ派遣先(受入先)先の募集・依頼

第二東京弁護士会会員、埼玉弁護士会会員を中心にエクスターンシップ受入先事務所、企業、諸団体を募集することとした。

(5) エクスターンシップ指導担当者の委嘱及び適格性

エクスターンシップを、エクスターンシップ受入先の法律事務所内ないし企業法務部内の弁護士を指導担当者として指名して委嘱することとした。指導担当者は、原則として5年以上の実務経験を有する弁護士の中から選任することとした。

弁護士の在籍しない官公庁、自治体、諸機関、団体、NGO・NPO等の場合は、推薦(紹介)弁護士に指導担当者(協力弁護士)になってもらうか、あるいは官公庁、自治体、諸機関、団体、NGO・NPO等のしかるべき担当者に指導担当者になっていただくこととした(指導担当者が弁護士であることを必須要件とはしない)。従って、その場合は、弁護士賠償責任保険に加入していることも要件とはしないこととした(本学の加入する法科大学院生教育研究賠償責任保険での填補を検討する)。

(6) エクスターンシップの時間帯、内容、事件関与

① 学生は、1月～3月までの間、総時間約50時間程度(この期間中、学生がいつエクスターンシップ先に出向くのか、1日何時間とするのかは、学生とエクスターンシップ先で調整することとした)エクスターンシップ先の法律事務所もしくは企業法務部等に出向き、指導担当者その他の協力弁護士と行動を共にする。

② 学生は、指導担当者その他の協力弁護士の事件処理(法律相談、面接・交渉、会議、法廷等)に立ち会うとともに、事件処理に必要な法情報調査、その他法文書の文案の起案等をする。

③ 対象事件は、指導担当者が相談を受けた事件及び受任した事件とし、学生は名目の如何を問わず、報酬を請求し、又は受領してはならない。

④ 学生は、指導担当者の補助者として、指導担当者の活動に立ち会うと共に、事件処理に必要な法文書を作成する。

⑤ 指導担当者は、学生を指導・監督し、学生の行為については全て指導担当者の責任とする。

⑥ 指導担当者は、前2項について、相談者・依頼者・被疑者・被告人の同意を得なければならない。

⑦ 指導担当者は、学生の立ち会いについて、必要に応じ関係者の同意を得る。

(7) 成績評価、単位の認定

成績は、学生が作成・提出する活動日誌(末尾添付の【資料3】参照)及び最終報告書(末尾添付の【資料4】参照)と、指導担当者ないし協力弁護士に作成・提出してもらう活動証明書(末尾添付の【資料5】参照)に基づき、本学のエクスターンシップ担当講師においてその成績評価を集計することとした。

成績評価は、合否の2段階とし、エクスターンシップの履修単位は1単位とすることとした。

3 エクスターンシップ受入先の募集

(1) 2005年8月にエクスターンシップ受入先の募集を開始した。エクスターンシップ受け入れ依頼書には、エクスターンシップ実施の目的及びエクスターンシップ実施の概要を記載して、エクスターンシップ受け入れのエントリーを募った。

本学の提携先である第二東京弁護士会(以下「二弁」という)の法科大学院支援委員会では、受入先依頼書を8月末に全会員宛発送した。依頼の趣旨は、会員の属する法律事務所もしくは企業法務部でのエクスターンシップ受け入れを依頼するほか、会員が

関与する官公庁、自治体、諸機関、団体、NGO・NPO等でエクスターンシップにふさわしい受入先があったら紹介してもらいたいという依頼を含んでいた。

本学所在の地元弁護士会である埼玉弁護士会(以下「埼弁」という)の会員については、本学クリニックを担当されている専任教員である萩原教授及び難波教授を通じて、受け入れ先を募集した。

(2) 2005年10月21日の段階で、受け入れのエントリーをしてくれた法律事務所等は、合計17箇所、受け入れ可能人数の上限は25人となった。

法律事務所以外の受入先では、企業法務部が1箇所、諸団体が1箇所である。企業法務部は、エンタテインメント関係の企業で主に知的財産権(特に著作権)を扱う受入先である。諸団体は、人権擁護を目的に設立された公益法人(以下当該受入先を「公益法人」という)である。

法律事務所は、埼弁所属の総合法律事務所(浦和)が1箇所、それ以外は、東京の法律事務所(多摩地区の法律事務所1箇所を含む)が14箇所である。東京の法律事務所の指導担当は二弁会員が殆どであるが、1箇所は、東京弁護士会の会員に指導担当を引き受けていただいた。法律事務所のプロフィールとしては、規模としても外資系の渉外事務所、大規模事務所(国内部門・渉外部門を含む)、合同(総合)事務所、中規模事務所、1人事務所まで、扱う事件内容も、渉外事件、企業法務主体の事務所から市民法務、刑事事件を扱う事務所まで、実に様々な法律事務所がエントリーしてくれた。

4 学生への受入先一覧表の開示、説明会の実施

(1) こうして作成されたエクスターンシップ受入先一覧表(指導担当者名、事務所名、受入可能人数、受入時間帯、事務所規模、事務所の場所、取扱業務、その他事務所の特色・プロフィール、受入にあたっての要望等を記載した一覧表)を、2005年10月26日に、エクスターンシップ履修を希望する学生に開示した。

(2) 2006年11月16日(水)の昼間、同年11月19日(土)の夜(9時~)、エクスターンシップに向けての説明会(ガイダンス)を実施した。昼間と土曜の夜間にしたのは、夜間主の学生も含め、どちらか都合のつく方に出席してもらおうという趣旨からである。

(3) 説明会においては、エクスターンシップ実施ガイド(学生向)を配布し、エクスターンシップの目的、エクスターンシップ実施の概要のほか、エクスターンシップにおける学生の留意点として以下の点を説明した。

① 受入先は、好意で受け入れてくれているのである(本学から受け入れ先への委託費、研修費等の支払いはない)から、くれぐれも「受け入れてくれるのが当たり前」

ととられかねない言動をしないよう留意すること。

② 受入先及び受入先の依頼者は、学生の秘密保持について懸念をもつものであるから、事件立会等については、受け入れ先及び依頼者の意向を尊重するとともに、関与した事件についての秘密保持については最大限の注意をはらうこと。

③ 上記のとおり、本学から受け入れ先に委託費、研修費を支払わない点に鑑み、受け入れ先への往復の交通費、近くの裁判所等への交通費、昼食代等については、基本的には学生の負担と認識すること。裁判所等への交通費や昼食代を指導担当者が出してくれた場合も、当たり前と思わず、好意に感謝すること。

④ エクスターンシップ期間(時間)も限られており、また指導担当者も多忙なので、エクスターンシップの実をあげるため、受け身になることなく、積極的に立会、調査、起案を希望すること。

(4) 説明会においては、活動日誌(末尾添付の【資料3】参照)及び最終報告書(末尾添付の【資料4】参照)作成の目的・趣旨、作成方法について説明をした。

5 エクスターンシップ受入先の決定について

(1) 2005年10月26日に開示した受入先一覧表に基づき、説明会では学生に、各受入先の特徴を説明し、説明会当日に配布した「エクスターンシップ先希望票」に、上記一覧表から希望先を記入して(第4希望程度まで)、同年11月30日までに希望を出すよう、説明した。

説明会においては、希望の競合した受入先は、希望順位の高い方を優先して決める、同一希望順位で競合した場合は、担当教員ないし事務局側で抽選により決定する、受け入れ先に条件がある場合(例えば、受入先での選考、面接など)は、その条件を満たすことが前提となる、というルールを予め説明した。

(2) 結局、17名の学生が希望票を提出し、17名全員が第1希望の受入先への配属が決まった。受入先は、合計10箇所、法律事務所8箇所、企業法務部1箇所、公益法人1箇所である。

法律事務所の中には、4名の学生を受け入れてくれたところが1箇所、3名の学生を受け入れてくれたところが1箇所ある。これは、受入先が、第1希望を出した複数の学生の一部を抽選によりはずすのは気の毒であるということで、好意で受け入れをしてくれたものである。

しかし、今後は、大規模事務所で指導担当者が複数いる場合は別として、1指導担当者について、原則として3人以上の学生の配属は避けるべきと考えている。

6 受入先決定後の受入先への連絡

(1) 受入先の決定を受け、本学は、2005年12月初め、受入先に対し、当該学生のエクスターンシップ受け入れの委嘱状を送付した。委嘱状には、エクスターンシップ実施ガイド(受入先向)を同封した。

同実施ガイド(受入先向)には、エクスターンシップの目的、エクスターンシップ実施の概要のほか、受入先に留意してもらいたい点として下記の事項を記載した。

① エクスターンシップの時間帯、内容、事件関与について

ア 1単位を与える関係から、総時間を約50時間としたが、有益なエクスターンシップを実施する観点から、学生も希望する場合はこの時間を越えたエクスターンシップをしていただくことは差し支えない。ただ、学生にとり、時間的に過度な負担とならないように、ご留意いただきたい。

イ 学生を貴職と行動を共にさせ、貴職の事件処理(法律相談、面接・交渉、会議、法廷等)に立ち合わせるとともに、学生に事件処理に必要な法情報調査、その他基本的な法文書の起案等もさせるようお願いしたい。

貴職の事件処理への立会を主体にしつつも、せっかくのエクスターンシップの機会なので、法情報調査や起案もさせていただきたいという趣旨である。しかし、起案の数を求める趣旨ではないので、ご理解いただきたい。

事件処理の立ち合わせ等について、指導担当者である貴職以外の弁護士の協力を求めることは差し支えないが、貴職が指導担当であるという趣旨の範囲でコントロールをお願いしたい。

ウ どのような案件に立ち合わせる(あるいは法情報調査ないし起案をさせる)かは、エクスターンシップに向くかどうかという教育的観点及び守秘義務の観点から貴職の方で取捨選択していただきたい。

学生の立会等については、相談者・依頼者・被疑者・被告人及び関係機関の同意を得ていただくことが前提となる。

エ 学生は、あくまで事件処理の責任者である貴職の監督・指導のもとに貴職の活動及び事件処理に立ち会うとともに、補助者として事件処理に必要な法情報調査、必要な法文書の作成を行うということになるので、その趣旨に則り、学生を指導・監督いただきたい。学生の作成した文書等については、できるだけ、アドバイス、添削等をしていただけると幸いである。

② エクスターンシップにかかる費用等について

ア 貴職及び貴事務所にエクスターンシップ受け入れをお願いするについて、大変申し上げにくいことであるが、本学ないし弁護士会から委託費、研修費等の費用をお支払いすることはない。

そこで、学生の自宅から貴事務所への往復の交通費、近くの裁判所等への交通費、昼食代等については、基本的には学生の負担と学生に認識させておりますので、よろしく願いたい。

従って、昼食代等お気遣いいただかないよう、願いたい。また、夜の飲食等にお気遣いいただくことは、教育上も好ましくないことですので、お控えいただくよう、願いたい。

イ 関連して、学生のマナー(時間を守ること、依頼者等への挨拶等の対応、受入先の好意に対する感謝の気持ち等)についても、社会人及び将来の法曹としてふさわしい人になるという観点から、ご指導いただけると幸いである。

③ 活動証明書作成のお願い

指導担当者に対し、活動証明書(末尾添付の【資料5】参照)の作成の趣旨を説明し、同活動証明書の作成をお願いした。

(2) 学生には、本学から受入先に対し上記委嘱状及びエクスターンシップ実施ガイド(受入先向)が届いたところを見計らって、受入先に電話連絡をし、受け入れに関するお願い(挨拶)と受け入れ先でのエクスターンシップ実施のスケジュール(時間帯等)を打ち合わせを行うよう、予め指示をしていた。受入先を訪ねて挨拶と打ち合わせをすることを必須とはしないが(電話等でも可)、なるべくエクスターンシップ開始以前に受入先を訪問して、挨拶と打ち合わせをすることを推奨していた。また、学生には、受入先との打ち合わせにより、具体的なエクスターンシップのスケジュール(受入先に行く日時・時間帯)の概略が決まったら、本学事務局を通じて報告をするよう指示した。

このようにして、2005年12月中には、各学生と受入先との顔合わせ、日程打ち合わせ等も済み、学生が本学に提出した秘密保持誓約書(末尾添付の【資料2】参照)の写も各受入先に送付され、2006年1月以降のエクスターンシップ開始の準備が整った。

III エクスターンシップ実施状況(各学生の報告による内容と課題)

エクスターンシップを履修した学生17名の構成は、昼間主が15名・夜間主が2名、男性が10名・女性が7名というものであった。

エクスターンシップ開始後、各学生の各エクスターンシップ先での体験を共有し意

見交換をするため、エクスターンシップ期間中(2006年1月~3月の間)、2月25日(土)と3月22日(水)の2回、合同セミナーを開催した。いずれも午後7時30分~午後9時までの各1時間30分ずつである。土曜日も入れ、夜間としたのは、夜間主の学生も出られるようにする配慮からである。学生には、2回とも出席すること、2回が難しい場合でも、最低1回は出席することを求めた。2月25日の合同セミナーには10人の学生が出席し、3月22日の合同セミナーには13人の学生が出席した。

学生の合同セミナーにおける報告、学生から提出された活動日誌及び最終報告書により、各学生のエクスターンシップ先での(1)受入先の特徴、(2)総時間数(日程)、(3)獲得目標、(4)実施内容の概要、(5)感想(獲得目標の達成度、発見したこと、得られたこと等)、(6)自己評価と反省点、今後の勉学に生かしたい点、(7)受入先ないし本学への要望、後輩へのアドバイス等を各学生毎に要約してみた。

● A1学生(昼間主 男性)

(1) 受入先 大規模法律事務所

(2) 総時間数(日程) 約90時間(2月6日~2週間連続)

(3) 獲得目標

- ① 訴訟活動(その準備)における弁護士のコンピテンシーを学ぶ
- ② 弁護士の時間感覚を体感する
- ③ クライアントへの対峙の仕方を習得する

(4) 実施内容

- ① 法廷等傍聴：業務上横領被告事件(情状弁護)、建物明渡請求事件(証人尋問)
- ② 文書起案：会社法関係課題(リサーチ+報告書)、刑訴法関係課題(リサーチ+報告書)
- ③ 法令・判例等調査：案件ごと適宜
- ④ その他：事務所主催会社法セミナー、官庁主催の法制委員会、二弁刑事弁護委員会

(5) 感想(獲得目標の達成度、発見したこと、会得したこと)

弁護士の当事者性を肌身で感じる事ができた。依頼者が何を望んでいるのか、そのためにはどんなものが足りていてどんなものが不足しているか、訴訟という場に至ることを想定してどのような証拠集めをしておくべきか、といったあたりのことが、日々繰り返し実践されており、「センス」の持ち方やその発揮の仕方を勉強させてもらった。

民事事件で終日証人尋問を行うという口頭弁論を傍聴できた。ここでは、本件の代理人となっている所内3人の先生方が証人尋問の質問事項を練り、依頼者本人の尋問にはリハーサルを重ね、その折には相手方代理人になりきって想定反対尋問のリハーサルも行う、といった用意周到な準備作業に同席することができた。

(6) 自己評価、反省点、勉学へのフィードバック

① 自己評価と反省点

事務所の「お客さま」や先生方の「足手まとい」になってしまわないように積極的に行動しようと心がけたが、現時点での実力と限られた時間では、十分に実現できたという実感はない。しかしながら、毎日出向くということで、「いつも来ている」存在となって、周囲の先生方から、事件記録を閲覧させていただいたり、合議にお誘いいただいたりする機会に恵まれた。

② 勉学へのフィードバック

毎日通勤して、エクスターンシップのみに集中する2週間としたことで、私自身は、先生方が常に意識されている「当事者性」を肌身で感じる事ができた。プレテストなどを見てみると、当事者間の立場の違いによる立論の相違などを求めることもあるので、身をもって感じた当事者性を自分の中に顕現させられるようになりたいと考えている。勉強を進めるにあたっては、そうした意識を常にもっていききたいと思う。

(7) 受入先、本学への要望、後輩へのアドバイス

① 本学への要望

プログラムの内容を受入先と学生に任せるのではなく、学校側である程度の「方針」を主体的に打ち出すべきではないかと感じた。例えば、期間に関しては特に定めがないわけだが、合計50時間であればその余は任意ということではなく、継続して2週間とか、週3回で4週間というように、オプションを一定の枠内に限定しておくことによって、初対面である受入先と学生との間でのスムーズなコミュニケーションが開始できるように思う。

修習生を受け入れる場合とどこが異なるのか、よって受入先にはどのような点に注意してほしいか、といったところも、学校側から提案できるとよいのではないか。

エクスターンシップには学生用にスクリーニングされた事件は一切なく、学生にとっては、生の事件を包み隠さず次々見聞できる数少ない機会である。弁護士の先生方と一緒に行動することで、弁護士という職業へのモチベーションも格段に上がり、仕事への充実感も一緒に味わえるのではないかと思う。そういう意味では、エクスターンシップを「科目」とみるだけではなく、単位と一切関係なく月単位くらいのスパンで実施可能なシステムになるといいと感じた。

なお、昼間官公庁や民間企業にお勤めの夜間主コースの方々には、必然的にエクスターンシップへの参加が不可能になりかねないわけであるが、最高裁・日弁連・経団連等を通じて官公庁・民間企業の理解を求め、少なくとも2週間程度の「出向」を容認するような制度を構築することも必要と思う。

② 後輩へのアドバイス

冬休み期間中ということで、諸事情から週1回というペースで行われる方もいらっしゃるかと思うが、個人的には、受験勉強をしばらく忘れ、集中してエクスターンシップに勤しむ方法での履修をお勧めする。

そもそも、どうスケジュールを組んでも、50時間程度で経験できることは限られる。しかし、毎日通勤して積極的に活動していると、受入先事務所の「お客さま」にはならなくて済むように思われる。

弁護士の日々の仕事のペースを知るために、修習生や新人弁護士になったつもりで毎日通勤し、事務所に溶け込む努力も必要なのではないかと思う。

そうすると、翌日何をやるべきか、翌々日に何をやるべきか、という計画を立てることになって、将来修習時や就職時に味わうことになるであろう緊張感を前もって体験することができるし、何よりも実務法曹へのモチベーションが大いに高まる。

というわけで、両手を挙げてエクスターンシップ・プログラムへの参加をお勧めしたい。

● A2学生(昼間主 女性)

(1) 受入先 大規模法律事務所

(2) 総時間数(日程) 約55時間(2月6日~3月13日)

(3) 獲得目標

契約事件についての主要論点についてレポート作成、訴訟事件での反論書起案、証人尋問の立ち会いなどを具体的に体験し、渉外法律事務所での業務を知る。

(4) 実施内容

① 法廷等傍聴：民事事件で一日かけての証人尋問に立ち会い

② 文書起案：控訴理由書に対する反論書起案

③ 法令・判例等調査：ある案件について契約締結にあたり問題となる論点の検討。過去の裁判例、現在の状況などを調査

(5) 感想(発見したこと、得られたこと)

証人尋問では、訴訟専門弁護士が、「飾ることなく、事実をありのままに言えばよい」と言っていたことが印象的であった。模擬裁判では、いかに相手の弱点をつき、自分たちを有利に見せるかということを考えていたが、訴訟というものは、真実を明らかにするというものであるから、必要最低限のことを言えばよい、ということを知った。

企業法務関係の訴訟においては、私が以前の仕事で経験した案件と類似するところがあり、私は当初、現場の人間の感覚で案件を捉えてしまい、法律と離れた思考をしてしまった。そこを、先生に法律家なのだから、あくまで条文に基づいた構成、解釈をしなければならないと言われ、目から鱗の思いであった。

企業法務の最先端というと特別法ばかり扱っているイメージがあったが、民法の基本概念に立ち戻って考えるということが多々あった。法律家として、何かあれば法律の基本に戻って考えるという発想が必要だということを知った。

いろいろな企業から新しい案件について、まだ法律問題かどうか分からない時点でとりあえず相談の電話が突然来ても、適切な返答をし、顧客の信頼を勝ち得ているのが見事だと思った。

また、自分よりもその問題について専門の弁護士がいればその先生を紹介するというシステムも大手事務所ならではの強みだと感じた。今後の勉強においては、条文やケースを学ぶときも、ひたすら覚えるだけではなく、それらを応用して用いることができるように、基本概念を学ぼうと思うようになった。

(6) 自己評価、反省点、勉学へのフィードバック

与えられる課題に取り組むについて、基本的な法的知識が必要なことを痛感させられた。今後は、さらに丁寧に基本に戻って勉強したい。エクスターンシップ中は、周囲の弁護士の先生方がお忙しいようにしているので、こちらからお話かけするのをためらってしまい、黙々と一人で資料を集め、それを読み込むというような作業をしている時間も多かった。もう少し、積極的にいろいろな弁護士の先生に働きかけて、できる限りの情報を吸収すべきであったと思う。また、自分の思考をわかりやすく伝える力をつけることの必要性も痛感した。

(7) 受入先、本学への要望、後輩へのアドバイス

可能であれば、事務所内勉強会に参加してみたかった。普段本で学ぶのとは異なった視点から法律を学ぶことができた。

●B学生(昼間主 女性)**(1) 受入先 中規模法律事務所****(2) 総時間数(日程) 約58時間(2月27日~3月3日・8日・15日)****(3) 獲得目標**

生の事件の資料を読み、裁判の傍聴や弁護団会議への出席、起案を通して、一般民事、刑事事件における弁護士の日常の業務に触れる。

(4) 実施内容

① 法廷等傍聴：残業代支払請求事件・証人尋問、チチハル毒ガス事件・弁護団会議・弁論、圏央道あきる野土地収用取消訴訟・弁護団会議、労働事件弁護団打ち合わせ立ち会い、イレッサ訴訟・弁護団会議・弁論、国選刑事弁護事件(私文書偽造・同行使)情状証人・被告人質問、住居侵入罪(否認事件)傍聴

② 文書起案：損害賠償請求事件について、課題を出される。記録を読み、法律構成を考え、法的意見を提出。残業代金支払請求事件の集中証拠調べを傍聴して、感想文を提出。請負代金請求訴訟の訴状及び答弁書の提出・担当弁護士による講評会

③ 法令・判例等調査：労働基準法における時間外労働の規制と「管理監督者」についての調査。請負代金請求事件に関連して、債権の準占有者に対する弁済に関して、関連法令や関連判例等を検索。

④ その他：養護学校事件、殺人事件等の記録を読む。

(5) 感想(発見したこと、得られたこと)**① 弁護士の活動の幅広さ**

短いエクスターンシップの期間中、5つもの弁護団会議に出席し、弁護士が相互に真剣に意見を

交わり、協力し合って一つの問題の解決に取り組んでいる姿を見ることができたのはとても幸運であった。毒ガス訴訟の弁護士会議では、係属する2つの訴訟の活動報告や今後の予定だけでなく、サポートする市民の会による市民集会の開催や、訪中して声明を発表すること、国会議員を通じた立法機関への働きかけによる政治的な解決への努力も検討された。国際的な国家賠償訴訟における弁護士の活動は、訴訟に関連したものに限られず、多種多様で幅広いことを知った。

② 事件は動いている

圏央道あきる野土地収用取消訴訟の弁護士会議に出席した。この事件については、2006年2月23日高裁で原告の逆転敗訴判決が下されたばかりであった。同弁護士会議は、土地を収用されてしまった原告の上告をどうするかを決める会議であった。原告らの気持ち(上告するかどうかについての気持ち)は、同会議の中でも揺れ動いていた。

行政事件訴訟の実務の授業で本件事件の判決を読んでいて、事件の概要や判決の内容を定期試験のために覚えていた。しかし、今回の弁護士会議に出席して、原告と対峙し、一人一人の気持ちの揺れを垣間見ると、事件や判決は厳然とそこにあるのではなく、日々動いている、動的なものだと改めて感じた。

③ 人間が相手だということ

机に向かって勉強をしていると、一つ一つの判例は、無味乾燥な事実と法的な判断の塊としか思えなかった。今回、原告の方や弁護士の先生方の活動を見ながら、弁護士は人間が相手の職業であることを改めて強く感じた。

(6) 自己評価、反省点、勉学へのフィードバック

「判例通説はこう言っているから、それに従う」というのではなく、依頼人の為にどうしてあげればいいのか、その人は何を求めているのか、という視点を忘れないように勉強したい。

見るもの聞くものすべてが刺激的だった。自分から質問をしたり、起案を申し出たり、積極的に主体的な活動ができたと思う。

(7) 受入先、本学への要望、後輩へのアドバイス

「エクスターンは、司法試験に関係ないから意味がない」。そう言って、エクスターンの履修は、時間の無駄という同級生も少なくありませんでした。確かに、試験科目の勉強は大切です。

しかし、エクスターンが試験にまったく無関係だとは私は思いません。なぜなら、事案の理解や法律構成をするため、今まで勉強してきたことを基本書で確認し判例を見返し、より実践的な場で、「ツール」として使うことで、理解が格段に深まったと実感できたからです。

エクスターンに主体的に取り組むことは、むしろ、机の前に座って理論だけを覚える勉強よりも、遙かに有意義な「試験勉強」といえるのではないのでしょうか。

後輩の方には、是非是非、エクスターンを経験してほしいと思います。

●C学生(昼間主 女性)

(1) 受入先 企業法務部(エンタテインメント。知的財産権)

(2) 総時間数(日程) 約58.5時間(3月1日~3月9日)**(3) 獲得目標**

企業内法務部における仕事を理解する。エンターテインメントの分野における弁護士の役割を理解する。

(4) 実施内容

① 法廷等傍聴：訴訟案件はなかったので、法廷傍聴はしなかった。

② 文書起案：契約書の起案。個人情報取扱覚書の起案・個人情報取扱状況に関する質問及び依頼の起案。LA本社と交渉相手の日本企業に対して、交渉ポイントの説明書(英文、和文)を起案

③ 法令・判例等調査：中間生成物の著作権及び所有権の帰属について、判例・文献をリサーチ。役務提供委託と下請法の適用範囲についてリサーチ。営業委託契約を素材とした損害賠償請求事件の記録よみ。

④ その他：法務部門ルール、受入先企業の組織構造、事業内容、事業(映像制作)に関わる法的諸問題について、適宜説明を受ける。

(5) 感想(獲得目標の達成度、発見したこと、得たこと)

① 獲得目標は、ほぼ達成できた。

② 社内弁護士には、コミュニケーション能力及び事務処理能力が特に必要であると感じた。

③ ビジネスを展開する分野が広いと、

取引先の種類・規模も様々であるし、権利義務関係も複雑になる。従って、正確に事実関係を整理することが重要であることがわかった。また、交渉段階から会議に参加すると、契約書の起案もしやすいし、相手方からの条件を受け入れるか否かについてはビジネスサイドとの意思疎通が欠かせない。

④ 相手方との関係

信頼関係が基本であることを意識しながら説明・依頼することが重要。弁護士(代理人)の一方的な見解を述べたような文章は、ビジネスの流れを止めるし、最悪の場合、契約締結に至らない。相手方に対して問題を指摘するとしても、現実の問題となりうるのか、仮定に過ぎないのかを意識していないならば、ビジネス取引においては、意味のあることとは言えない。

(6) 反省点、勉学へのフィードバック

起案について、丁寧に作業するあまり、時間がかかりすぎてしまった。丁寧に作業をすることも必要だが、時間を決めて取り組むことも必要である。

プレゼンテーションの場では、要領よく説明することができなかった。プレゼン能力は、ビジネスでは必要事項だということで、その点を意識して取り組みたい。

問題を検討する際、依頼者の依頼事項を把握し、事実を法的観点から整理することが重要であることに留意したい。また、学説上争いのある点について、具体的に問題となる場面を想定して検討していきたい。判例を引用する場合も、当該事案に適切か否かを考慮しなければならない。

(7) 後輩へのアドバイス

指導担当弁護士は、NY大のロースクール、米国法律事務所、日本の法律事務所での実務を経て現在に至っていることから、事務所の弁護士、社内弁護士更に米国弁護士との相違点など、様々なお話しを伺うことができた。

エクスターンシップは、自らの将来を考える上でも、とても充実した時間をすごせると思う。

●D学生(昼間主 女性)

(1) 受入先 中規模事務所

(2) 総時間数(日程)

約55時間(1月12日~1月17日、1月20日~1月23日、1月26日、2月15日、3月13日)

(3) 獲得目標

裁判及び裁判外の弁護士実務を側で拝見することにより、生の事件においてどのような点が問題となり、どのように解決されているかを学ぶ。

(4) 実施内容

① 法廷等傍聴：共有物分割訴訟(当事者尋問。仙台高裁)、土地賃料にかかる訴訟(弁論準備手続)、マンション明け渡しなど仮処分事件(当事者審尋)、貸金返還請求事件(和解期日)、不法入国事件(刑事事件すべての手続)、原発設置許可申請差止請求訴訟(争点整理手続。静岡地裁)

② 弁護団会議への出席：R.Gキシリトールガム訴訟、原発設置許可申請差止請求訴訟、公正取引委員会関係会議、フィリピン日系人就職・国籍取得会議

③ 依頼者との打ち合わせ：医療ミス事件、企業法務(雇用関係、敵対的買収対策、契約条項など)

④ その他：担当弁護士が設立した基金の運用検討会、訴訟提起前の活動・マスコミ対策など

(5) 感想(獲得目標の達成度、発見したこと、得たこと)

① 獲得目標は、十分達成できた。

② 非公開の手続を間近で見ることができたこと

弁論準備手続・和解手続や執行保全手続等の非公開の手続を見ることができたことは、試験範囲であるにも拘わらず法科大学院のカリキュラムだけではイメージをつかみづらかった部分を補充する意味があり、有意義であった。

③ 弁護士が複数共同して準備書面を作成する過程がみられたこと

当事者と専門知識を持つ有識者、弁護士が各々の自らの専門を生かし、それを準備書面に織り込まなくてはならない状況において、どのような役割分担で進めていくかを見ることができ、有意義であった。

④ 企業法務に触れることができたこと

2年生までの教科では、企業法務は会社法の授業を通じてその片鱗を垣間見るだけである。「コンプライアンスの時代となる」旨叫ばれていても、学生上がりで企業そのもののイメージが湧かない私にとって、会社法は苦手であり、企業法務はブラックボックスであった。

今回のエクスターンシップでは、雇用関係・敵対的買収対策・契約条項など典型的かつ重要な相談事項への回答を間近で見ることができ、実務ではどのような問題が起き解決されているのかを見ることができた。この経験は会社法の理解を深め、何より興味を掻き立て、より深い勉強への契機となった。

⑤ 幅広い公益活動を見ることができたこと

弁護士として社会のために貢献できる範囲の大きさを再確認した。また、期間中に指導担当の先生が困難な公益弁護事件に勝訴判決を得て新聞報道されたのを見て、合格へのモチベーションを高めることができた。

(6) 反省点、勉学へのフィードバック

エクスターンシップ中は、指導担当の先生が尋常でないスピードで事件を処理されるのを傍らで見ている、最初は概要を把握するに精一杯であった。それでもそのスピードについていくべく、真面目に努力できた。

今後は、エクスターンシップ期間中に経験できた一般民事、企業法務、行政訴訟、知財訴訟を糧にして、試験に向けて理解を深める勉強をしたい。

(7) 大宮法科大学院大学への要望

学生がエクスターンシップに実際に行く前に、学校側から受入先に(学生記載による)履歴書を送付するなど、最低限の自己紹介システムを構築することを希望する。

受入先にエクスターンシップ制度を理解してもらうため、学校から受入先への制度趣旨・概要説明をしっかりと行って欲しい。

●E学生(昼間主 女性)

(1) 受入先 外資系中規模事務所

(2) 総時間数(日程) 約100時間(2月27日~3月10日)

(3) 獲得目標

ア 世界最大の法律事務所の一つである法律事務所での研修を通じて、自分のなろうとする涉外弁護士像を明確にする

イ 実務に触れることで、学校での勉強では気づきにくい自分に足りないもの、今後勉強する上で留意すべきことをつかむ

(4) 実施内容

① 法廷等傍聴：なし。

② 文書起案：文書提出命令書に対する相手方の反論に対する反論書面の起案、準備書面の一部の起案(事実の錯誤に関する部分)、取得条件付新株予約権付社債発行に関する発行条件の作成、顧問企業が社員宛に出す警告書のドラフト(英文)、相手方訴状に対する答弁書・準備書面の起案。

③ 法令・判例等調査：「事実の錯誤」に関する判例・文献調査。退職金請求事件の判例・文献調査。

④ その他：顧問企業の人事部からの電話相談に立ち会った。損害賠償請求事件勝訴後、相手方弁護士との賠償金回収に関する電話相談に立ち会った。顧問企業との電話会議に立ち会った。顧問企業の海外営業所閉鎖に伴う人事問題に関する相談に立ち会った。

(5) 感想

ア M&A、ファイナンス、訴訟と大きく3つに分かれた業務内容のうち、ファイナンスと訴訟の弁護士達から、事務的な仕事ぶり、電話相談・会議の様子、業務時間、依頼者に対する考え方など様々なことを吸収できた。

イ 割り振っていただいた二つの大きな課題、訴訟案件の書面の作成とファイナンス案件の新株予約権発行条件の策定は、いずれも日々法科大学院での勉強を発展させたものであり、いかに基本的な知識、つまり、条文読解能力や文章表現力の鍛錬が必要かを再認識させてくれるものであった。

② 発見したこと

ア 業務に充てる時間の割り振りのこと(「制限時間」の意識)

業務時間には制限時間を念頭に置くべきであり、平行して複数の仕事を抱えている状態では、常にその制限時間内での割り振りを意識しなければならないということ。人間にはそれぞれ体力の限界というものがあるから、常に均一の良い仕事をしようと思えば、あるときだけ急に頑張るのは誤っているし、また、人間仕事だけをしていればよいのではなく、仕事は制限時間に収めて自分の時間もとらなければならない(指導担当弁護士の考え方)。

イ 「読み手」を意識する文章表現のこと

特に読み手が法曹でない場合(訴訟に裁判員が参加するようになった場合も同様)、「読み手」を意識したわかりやすく、印象に残る文章表現を心がけるべきである。

(6) 反省点、勉学へのフィードバック

① プロとのギャップを認識させられたこと

エクスターンシップを通じ、プロとの大きなギャップを認識させられた。協力弁護士の先生から課題作成途中の文章をみてもらった際、協力弁護士から「ゼミの先生なら合格点をあげられるが、プロは100点か0点だから、結局0点」と言われた。学校では、努力をしたのだからそれ自体評価できると満足してしまうことがままあるが、このような意識ではプロとして到底やっていけないことを痛感させられた。

今後は、法科大学院における勉学においても、時間をかければ良いという意識は捨て、時間を区切ったうえで内容が完全なものになっているかを意識して取り組もうと思う。

② 指導担当弁護士が複数になる場合は、それぞれの進捗状況を指導担当弁護士に伝えておくこと(ミーティングのバッティングを防止するため)。

(7) 大宮法科大学院大学への要望、後輩へのアドバイス

① 大宮法科大学院大学に対する要望

事前にエクスターンシップ受入先の情報をより詳細に与えられていれば良いと思う(「こんなはずでは…」というミスマッチを防ぐために)。

② 後輩へのアドバイス

受験も1年後に迫った時期に、エクスターンシップなど受験に直結しなさそうなことから敬遠する傾向もあると思うが、私の場合、日々の文書作成は常に法律知識が確認される機会になったし、また、新会社法の条文に関しては、学校で勉強するよりもずっと丁寧に読み込めたと自負している。何より、試験合格者ばかりの集団に2週間も入り込めるわけだから、日々の会話の中でも答案作成で心がけるべきことなど、アドバイスを聞くチャンスは山のようにある。将来進みたい方面の事務所に行くことで、自分の夢を確認し、明確化することもできよう。このような機会を逃すのは惜しいことである。

● F学生(昼間主 男性)

(1) 受入先 大規模模事務所

(2) 総時間数(日程) 約90時間

(3) 獲得目標

ア 「企業法務弁護士」の具体的なイメージをつかむこと

イ 弁護士は、新たな法分野について、いかに知識を獲得しているか(合格後の勉強方法)

(4) 実施内容

① 法廷等傍聴：仮差押申立での裁判官との面接

② 文書起案：ジェネラル・コーポレート分野での起案

③ 法令・判例等調査：企業法務に関して計13件

④ その他：事務所出身の民主党議員との会議、会議立ち会い(労働、M&A、倒産、知財、不正競争防止法)、新人弁護士による法律勉強会出席(EU法、米法、独禁法)

(5) 感想(獲得目標の達成度、得られたもの)

ア 企業から弁護士にいかなる依頼があるかを身をもって経験でき、自ら調査したことを整理して報告することの難しさ、何を要求されているかを正確につかむことの難しさを学んだ。

イ エクスターンシップの日程を決める際、弁護士の勉強会の会議を毎回見学できるよう配慮をいただいた。各会議では、何よりも出席弁護士の熱意に驚いた。配布された文書を読み込むスピードと集中力は、ただならぬ雰囲気会議室全体にいきわたらせるほどであった。

弁護士になって1年目の先生の勉強会にも参加させていただいた。先輩弁護士による指導は、目からウロコが落ちるほどわかり易く、スピーディにポイントが分かり、今後どのような勉強を深めていくべきかが非常にわかるものであった。

(6) 反省点、勉学へのフィードバック

指導担当弁護士から私に対する要求は、毎回変化していった。はじめは、論点か問題点を示された上で判例を調べて欲しいとのことであった。次には、依頼のメールなどを直接わたされた。そこでは、自ら問題点を探して調べ出さねばならなかった、その次には、では依頼人にどんなアドバイスと提案ができるだろう、と聞かれるようになった。それぞれの段階について自分なりに精一杯はできたが、指導担当の先生に新たな視点を提供されるまで、自分で発見できなかったのは残念であった。また、実際に依頼人がいると思う余り、慎重になりすぎて、一つの課題をこなすのに時間が必要以上にかかってしまったのも反省点であった。

今後は、相手が求めていることを正確につかむ能力、調べたことを整理して分かり易く説明できる能力、新しくかつ柔軟な思考で依頼人に提案ができる能力を磨かなくてはと感じている。また、他の弁護士や依頼人とコミュニケーションをうまくとれるようにならなくてはならないと思った。知識や教養のみならず、謙虚さや豊かな人間性を持たねばならない、と思った。

法律知識については、基本的なことが、スピーディーに出てくるようでは使えない。それは、頭で理解するだけでなく、体で覚えることに近いのではないかと思う。

(7) 後輩へのアドバイス

後輩に対しては、是非エクスターンシップをとってほしいと思う。学生時代にこれほどの経験ができたことは本当に貴重だと思う。それは、現場で働く弁護士の知識・経験・仕事への情熱に直に触れることであり、それを仕事として接するのではなく、将来どんな弁護士になろうか、という視点を持った時期に触れられるということであり、何にも代え難い経験だったと思う。

●G学生(昼間主 男性)

(1) 受入先 小規模事務所

(2) 総時間数(日程) 約50時間(1月5日~2月16日、2月22日~3月22日)

(4) 実施内容

- ① 法廷等傍聴：特許訴訟の弁論準備手続
- ② 文書起案：指導担当弁護士が関与した特許並行輸入事件のまとめ作成
- ③ 法令・判例等調査：特許並行輸入事件につき、判例(第1審、控訴審、上告審)、最高裁判例解説、判例百選を調査した。
- ④ その他：事務所内の書庫等にある主な書籍類の解説を受け、指導担当弁護士が弁護士としていかに教養や法律知識を深めていったかを学んだ。

(5) 感想(発見したこと、得たこと)

① 受入先は、特許を専門とする法律事務所であったので、私が今まで学んできた科学的知見(パイオ、遺伝子関係)がどれほど生かせるのかについて関心があった。特定の訴訟の準備書面や証拠書類等、また、事務所内にある書籍類を見た限りでは、十分生かせることがわかった。

② 弁護士と弁理士が、法律と技術の側面から準備書面の完成に向けてお互いに協力し合っている姿を身近で見られたことは、特許を専門とする法律事務所ならではのことであり、貴重な経験であった。ただ、弁護士1人が法律も技術も同時に理解できれば、業務の効率化がより促進されるのではないかと考えた。

(6) 反省点、勉学へのフィードバック

① 反省点

指導担当弁護士のみならず、他の弁護士や弁理士、技術補助員または秘書の方と、いろいろコミュニケーションを図っておけば良かった。そうしておけば、特許法や特許関係の業界のことなど、他にいろいろと学ぶことはできたかも知れない。

② 指導担当弁護士が携わった事件(特許並行輸入事件)について、深く資料を読んだり指導担当弁護士のお話を聞いたりすることで、判例が単なる講学上のものであるだけでなく、現実の生の紛争であったことが良く分かった。従来判例の学習は、規範を中心に行っていたが、今後は、事実にも重点を置いていこうと思う。

(7) 受入先に対する要望、大宮法科大学院大学に対する要望、後輩へのアドバイス

① 受入先に対する要望

私が司法修習生ではなく、法科大学院生であることを理解していただきかった。

② 大宮法科大学院大学に対する要望

エクスターンシップ受入先として選べる事務所を1つに限ることなく、与えられた50時間の中で複数の事務所で学べるようにして欲しかった。

学生が日々活動日誌を書くのはいいとしても、日誌に毎日指導担当者のコメント及び検印を求めることは廃止していただきたい。

法科大学院側から指導担当者に、法科大学院生と司法修習生の違いを徹底してほしい。

③ 後輩へのアドバイス

エクスターンシップを履修した一期生の意見をできるだけ多く聞くことを勧める。

エクスターンシップに対する個人的意見としては、エクスターンシップは、司法試験対策としては有用な科目ではないが、法律事務所というのがどういう所かということが五感をもって会得できるため、将来的にどのような法律事務所に入るかということを考える上で、有用な科目であると考えている。

●H1学生(夜間主 女性)

(1) 受入先 人権擁護を目的に設立された公益法人

(2) 総時間数(日程) 約50時間(1月11日~2月22日)

(3) 獲得目標

起案は行わないが、当該団体の多くの活動に触れることにより、さまざまな人権問題を学び、それらにかかわる人々との人脈形成に活かすことを主な目的とする。ライフワークにつながるような出会いや、人権被害の現場での生の刺激を得たい。

(4) 実施内容

- ① 法廷等傍聴：朝鮮人学校裁判の傍聴(続く裁判説明会への参加)、医療過誤訴訟(証人尋問)の傍聴。
- ② 文書起案：なし(団体としての特殊性による)。
- ③ 法令・判例等調査：予防接種禍に関する判例評釈リスト作成。
- ④ その他：共謀罪プロジェクト、憲法プロジェクト、理事会、団体主催の法律相談(見学)、「国連改革に関するパブリックフォーラム」ボランティアスタッフ、日弁連主催の「共謀罪新設とゲートキーパー立法に反対する市民と弁護士の集いーテロ対策と市民の権利ー」参加、団体のHP改定作業のサポート、団体による定期発行の新聞発送作業のサポート、団体の新聞のバックナンバーの索引リスト作成作業。

(5) 感想(獲得目標の達成度、発見したこと、得たこと)

当該団体の多くの活動に触れることにより、さまざまな人権問題を学び、それらにかかわる人々との人脈形成に活かすことができました。ライフワークにつながるような出会いや、人権被害の現場での生の刺激を得ることができた。

(6) 反省点、勉学へのフィードバック

① 反省点

女性差別や外国人の人権問題など、他のプロジェクトや委員会にも興味があったが、タイミングが合わず、エクスターンシップの期間内にすべて参加することができなかつたのは残念だった。参加した会合の議題の論点を更に深めることができればよかったと思う。

② 勉学へのフィードバック

実務家になった際の業務活動の方向性のイメージを掴む上で、いろいろな弁護士の活動スタイルを見聞することは大変役にたった。裁判傍聴や憲法プロジェクト、その他の会合への参加によって、時事問題を含む論点を学べたことは、日々の大学院での学業の参考にもなった。

(7) 後輩へのアドバイス

人権問題やNGO活動に興味関心のある方のみならず、企業法務を目指す方でも、とても勉強になる面白いエクスターンシップの機会になると思います。各種小委員会やプロジェクトの会合は午後6時頃スタートすることが多いので、夜間主の学生でも参加可能です。

●H2学生(昼間主 女性)

(1) 受入先 人権擁護を目的に設立された公益法人

(2) 総時間数(日程) 約60時間(1月11日~3月4日)

(3) 獲得目標

起案は行わないが、当該団体の多くの活動に触れることにより、さまざまな人権問題を学び、それらにかかわる人々との人脈形成に活かすことを主な目的とする。ライフワークにつながるような出会いや、人権被害の現場での生の刺激を得たい。

(4) 実施内容

- ① 法廷等傍聴：朝鮮人学校裁判の傍聴(続く裁判説明会への参加)、医療過誤訴訟(証人尋問)の傍聴
- ② 文書起案：なし(団体としての特殊性による)
- ③ 法令・判例等調査：予防接種禍訴訟に関する判例調査
- ④ その他：団体のHP作成、理事会に出席してNGO活動を知る、共謀罪についての勉強会に参加、人権相談、国連改革に関するパブリックフォーラムに参加、日弁連主催のシンポジウムに参加、憲法プロジェクトに参加、裁判の関係で朝鮮初級学校を訪問、機関誌発送やバックナンバーの見出し整理など

(5) 感想(獲得目標の達成度、発見したこと、得たこと)

① 達成度

当該団体の人脈を活かして、多くの先生方と触れ、その先生の人権活動を体験させていただくことが第一の目標であった。これは、多くの弁護士と活動をともにすることができ、達成された。もともと、公益活動に重きを置く弁護士になりたいと考えていたので、将来のライフワークにつながるであろう出会いは多かったと考えている。弁護士となった後も当該団体の活動に関わっていきたいと考えている。

② 実際に入権被害の現場に出かけ、人と会って生の刺激を受けるということが第二の目標であった。これについては、当該団体の多くの活動に触れることにより、さまざまな人権問題を学び、それらにかかわる人々との人脈形成に活かすことができた。ライフワークにつながるような出会いや、人権被害の現場での生の刺激を得ることができた。

③ 発見できたこと NGOとしての弁護士の活動を知ることができた。

人権問題に関して、弁護士の活躍する場が、いかに広いかを知ることができた。人権侵害が問題となっている場合は、なるだけ被害者のもとへ足を運び、現場を見て、感じて、話に耳を傾ける、ということが、問題をクリアに受け止めるために重要だと感じた。

(6) 反省点、勉学へのフィードバック

① 反省点

いくつかある委員会のすべてを見てまわることができなかった点。子供を誰かに預けなくてはならない都合で、夜に時間が十分取れなかった。少なくとも、当該団体の活動が夜を中心に行われていることを早めに調査しておき、事前に時間の調整をすべきであった。

② 勉学へのフィードバック

人権問題と言っても、結局は、民法、刑法、憲法などの理解が不可欠であり、通常の基本的な勉強についても、しっかり身につけておくことが必要であると感じた。

(7) 後輩へのアドバイス

夜の活動が主であるので、エクスターンシップを考えている夜間主の方には、是非お勧めしたい。逆に、子供を抱える主婦(私のような身分)には、あらかじめ時間調整ができなければ、やりづらい面がある。

当該団体は、NGOであるので、通常の事務所とは違うということ。契約書の作成や、起案の添削などを受けて、勉強したいという人には向かない。公益活動に興味があり、見聞を広めたいという人にお勧め。

● I1 学生(昼間主 男性)

(1) 受入先 小規模事務所

(2) 総時間数(日程) 約50時間(1月10日~1月30日、2月22日~3月13日)

(3) 獲得目標

ア 実務が必ずしも理論通りに動いていないことを実感する。

イ 現場の苦労を体感する。

(4) 実施内容

① 法廷等傍聴：東京高裁(控訴審傍聴)、二弁法科大学院支援委員会見学、RCC見学、事務所にて電話会議見学。

② 文書起案：刑事判決起案(演習)、民事賃貸借契約書の起案。

③ 法令・判例等調査：新破産法における手続面の学習。

④ その他：訴訟等における報告書作成業務の学習、エクスターンシップ総括としての、事務所事例を通じた破産法、行政法、会社法、民法等の理解・復習。

(5) 感想(獲得目標の達成度、発見したこと、得たこと)

① 上記獲得目標を十分体験できたと思う。

② 発見したこと、得たこと

法律事務所の全体像を把握できた。

(6) 勉学へのフィードバック

今後の法科大学院での勉学には、エクスターンシップでの体験を通じた知識の再構築と定着化という形で活かしたい。

今後の学習では、机上の空論を展開するのではなく、実務をイメージしながら立論をするよう心掛けることによって、より説得的な起案ができるようになればと思う。

(7) 後輩へのアドバイス

エクスターンシップもクリニックも、各々長所が異なり(エクスターンシップは、すべての面で弁護士の最先端の姿を見られる。クリニックは、無料相談である等の限界がある)、相互に補完する

関係にあると思われるので、時間の許す限り履修することを勧める。

その為には、単位数や必要時間、受入先等を柔軟に展開できるよう改善する余地があると感じた。

例 ●企業法務や弁護士会の委員会活動への参加を可能にする。

●労力は2単位分ある割りに、1単位しかないことや、50時間という目安がある為に、受任業務が中途半端で終わることもあるので、50時間にこだわらず、2単位以上も認めるようにしてほしい。

●I2学生(昼間主 男性)

(1) 受入先 小規模事務所

(2) 総時間数(日程) 約50時間(1月10日~1月30日、2月22日~3月13日)

(3) 獲得目標

ア 実務が必ずしも理論通りに動いていないことを実感する。

イ 現場の苦労を体感する。

(4) 実施内容

① 法廷等傍聴：原審勝訴下における控訴審の法廷を傍聴。

② 文書起案：刑事事実認定の文書として、研修所白表紙起案をした。

③ 法令・判例等調査：民法、執行法、破産法、民訴法、行訴法、刑法、刑訴法等の調査を行った。

④ その他：RCCに見学に行った。

(5) 感想(獲得目標の達成度、発見したこと、得たこと)

上記獲得目標を体験できた。三面当事者間における和解の困難さを知ることができた。

(6) 勉学へのフィードバック

実務に触れることができた分、答案作成において、規範・あてはめの両面にふくらみのある文章が書けるようにしたい。

(7) 大宮法科大学院大学への要望

エクスターンシップにも、刑事、民事の別があってもいいと思った。

●I3学生(夜間主 男性)

(1) 受入先 小規模事務所

(2) 総時間数(日程) 約50時間(1月10日~1月30日、2月22日~3月13日)

(3) 獲得目標 実務が理論通りに動いていないことを体感する。

(4) 実施内容

① 法廷等傍聴：東京高裁・控訴審の傍聴、電話会議の見学、RCCの見学。

② 文書起案：刑事判決の起案、民事賃貸借契約書の起案。

③ 法令・判例等調査：新破産法、民事訴訟法、刑事訴訟法。

④ その他：二弁法科大学院支援委員会見学。

(5) 感想(獲得目標の達成度、発見したこと、得たこと)

① 上記獲得目標は、達成できた。

② RCCにおける訴訟の可否に関する弁護士間の選別作業の見学、弁護士同士の任意売却交渉・債務者折衝を見学することにより、通常では見られない弁護士と依頼者との関与の仕方について学習できた。弁護士間の選別作業が、法的基本知識の基礎の上に行われていることが、体感できた。

(6) 勉学へのフィードバック

今後の法科大学院での勉学をすすめるにつれ、今回習得した基本知識からの実務の理解という観点から取り組みたい。

(7) 後輩へのアドバイス

エクスターンシップ先をよく事前に調査をして、自己の将来の弁護士像にマッチしたエクスターンシップ先を選択することが肝要であることを強調したい。

●J1学生(昼間主 男性)

(1) 受入先 中規模事務所(埼弁)

(2) 総時間数(日程) 52時間30分(1月6日~1月17日)

(3) 獲得目標

さまざまな種類の法律相談に立ち会い、実際の相談方法を学ぶ。公益的活動・事務所運営を含めた弁護士の職務にどのようなものがあるか学ぶ。刑事事件の公判を見る。特に、否認事件の反対尋問に関する、準備や法廷での尋問の傍聴を通し、実際の事件において弁護士がいかにして準備をし、いかに反対尋問をしていくのかを学ぶ。

(4) 実施内容

① 法廷等傍聴：法廷傍聴(民事；損害賠償事件の訴状・答弁書陳述場面、刑事；覚醒剤・大麻・道路交通法違反事件の冒頭手続から証拠調手続の途中まで、業務上過失傷害事件の被害者・目撃者に対する反対尋問)、弁論準備手続傍聴(抹消登記請求事件の電話会議)、調停立ち会い(交通事故における保険会社側)、法律相談立ち会い(破産・債務整理事件5回、離婚事件2回、交通事故事件2回、相続事件1回)。

② 文書起案：覚醒剤取締法・大麻取締法、道路交通法違反事件(情状弁論の準備として、情状のポイントをまとめる)。上記の民事法廷傍聴、弁論準備について自己の見解のまとめ。

③ 法令・判例等調査：民事事件(抹消登記請求事件)事案の法的問題の検討、弁護士として何をなすべきかの検討のための調査。

④ その他：フロー会議立ち会い。事務所内改憲阻止プロジェクトチーム立ち会い。9条の会ときわ地域第1回準備会打ち合わせ立ち会い。高校での講演「私たちのくらしと憲法」立ち会い。刑事事件(業務上過失傷害・否認事件)の証人尋問に向けての検討会への参加。

(5) 感想(獲得目標の達成度、発見したこと、得たこと)

① 獲得目標は達成できた。

特に、弁護士の公益活動としての高校での講演や事務所運営の会議は、弁護士業務の幅の広さを知ることができ、また獲得目標達成としては最適の経験をすることができた。

生の事件に立ち会うことで、机上の問題では感じることでできない事案解決の難しさ、事件処理の葛藤について感じ取ることができた。

② 公益活動を行う意思があれば、職務の範囲に制限がないということが発見できた。

指導担当弁護士が、同時に数十件以上の案件を扱う以上、一つの案件に必要以上の時間をかけることは、他の案件をおろそかにすることにつながってしまうことから、社内LANやパソコン・手帳上のスケジュール管理を徹底し、依頼者との相談や起案、訴訟を効率よく行うことで事件の滞留を防いでいることが勉強になった。

(6) 自己評価、反省点、勉学へのフィードバック

① エクスターンシップ終了後も、自分がかかわった事件に関する裁判の傍聴に行き、民事訴訟における反対尋問の方法について積極的に学んだ。

② 積極的に自分の意見を言うことに消極的になっていたように思える。

③ 法律相談で、端的に依頼者が求めているものを把握し、それに適した法的構成を考える、という思考の道筋は、新司法試験での回答作成の際に役立つはずなので、活かしていきたい。

将来の弁護士像を今まで以上に明確に意識することができるようになった。そういった意味で、今後の勉強の際のモチベーションを高めることができた。

(7) 大宮法科大学院大学への要望、後輩へのアドバイス

① エクスターンシップ受入先の情報が少ない。どのような先生が担当者なのか、その人が扱っている事件の種類、エクスターンシップ計画等の情報をあらかじめできるだけ多く開示してもらえると選択がしやすいと思う。

② エクスターンシップに行くと、法律相談や事案の解決の出発点が、依頼者が何を望んでいるかということから始まるので、この点は試験における解答を書く上での考え方の参考になると思うので、その点からもエクスターンシップは勉強になると思う。

●J2学生(昼間主 男性)

(1) 受入先 中規模事務所(埼玉)

(2) 総時間数(日程) 約50時間(3月2日~3月14日)

(3) 獲得目標

これまで法科大学院で学んだ法律が実務ではどのように運用されているのかを体得するとともに、弁護士という職業がいかなるものなのかについての理解を可能な限り深める。

(4) 実施内容

① 法廷等傍聴：刑事事件の傍聴2回。いずれも自動車事故における業務上過失致死事件と業務上過失傷害事件。前者は自白事件、後者は否認事件。

② 文書起案：訴状1件(保険代位に基づく損害賠償請求事件)、催告書1件(賃貸借契約終了に基づく明渡催告書)。

③ 法令・判例等調査：必要的共同訴訟になるか否かについての法令調査。

④ その他：顧問先の保険会社はの定期的な巡回法律相談。弁護士会によるクレサラ法律相談。事務所内での法律相談。

(5) 感想(獲得目標の達成度、発見したこと、得たこと)

一般に、教科書を通しての学修内容は現実での運用とはかなり異なると言われているが、今回のエクスターンシップを通して感じたのは、法律においては実務での運用は、教科書や授業を通しての学修内容とそれほど変わらないということであった。むしろ、教科書を通して理解した内容の応用が実務であるように思った。その意味で、実務で法律を適切に運用するためには、教科書や授業を通しての理解が必要不可欠であることを痛感した。

すなわち、今までは、法科大学院での学修内容と実務とは別だと思っていたが、今回のエクスターンシップで、両者は密接不可分の関係にあることを発見したのである。確かにルーティン的な業務は、表面的には事務的であり、法律を知らなくてもできそうに感じるところもあったが、それも深く考えると、その基礎となっている法律を十分理解してやるのと、ただ単に機械的にこなすだけなのでは、仕事の深まり方が違うのではないかということである。

(6) 自己評価、反省点、勉学へのフィードバック

6日間のエクスターンシップが余りにも短く感じられ、もっと受入先の事務所で働き、弁護士業務に触れていたい気持ちを抑えられなかった。

やはり、基本は教科書を通しての学修であり、基本となる学修が十分になされていてこそ、実務において法律をツールとして適切に使っていただけるのだということである。

今後の法科大学院での勉学においては、学修内容を実務で運用するという視点を持ちながら、今まで以上に意欲的により良い法曹を目指して努力していこうと思う。

(7) 大宮法科大学院大学への要望、後輩へのアドバイス

① エクスターンシップで扱うことになるであろう業務の内容がもう少し事前に詳細にわかるのであれば、学生にとってその準備が可能となり、より有意義なエクスターンシップになるように思う。

② 机上の学修から少し離れて、法律実務に触れることは、再び机上の学修に復帰する際に、あらたな学修意欲につながる。エクスターンシップの経験を強くお勧めする。

●J3学生(昼間主 男性)

(1) 受入先 中規模事務所(埼玉)

(2) 総時間数(日程) 約50時間(1月23日~2月1日)

(3) 獲得目標

依頼者とのコミュニケーション、訴訟以外の日常業務、訴状や準備書面以外の書面など、大学の勉強では扱うことのない業務や書面について学び、司法試験とは別に弁護士になるために必要なスキルを磨く。

(4) 実施内容

① 法廷等傍聴：少額訴訟傍聴1件、刑事裁判傍聴1件。

② 文書起案：賃貸借契約解除通知書1通、訴状1通、支払督促1通。

③ その他：損害保険会社における事故処理の打ち合わせ(3回・約60件)、交通事故紛争センター示談斡旋の立ち会い(1件)、離婚調停立ち会い(1件)、交通事故損害賠償の調停立ち会い(1件)、法律相談の立ち会い(8件)。

(5) 感想(獲得目標の達成度)

事務所の性質上、企業法務は経験できなかったが、市民法務については、非常に具体的イメージを持つことができ、参考になった。達成度は、期待の80%程度。

(6) 反省点

指導担当の先生から時々条文知識などを問われて答えられないことが多く、2年間の学習の浅さを痛感した。

事前に自分の経験したい業務を考えて先生に伝えれば良かったと思った。そうすれば、より効率よく実務経験を学べたらと思う。

(7) 大宮法科大学院大学(担当教員)への要望、後輩へのアドバイス

① エクスターンシップの内容を受入先に周知徹底してもらいたい。

事務所概要のみならず、担当弁護士個人の業務の内容を事前告知してもらいたい。明らかに問題のある指導担当弁護士を事前に排除してほしい。重要事項は、授業期間(冬休み前)に事前告知して欲しい、エクスターンシップに関する苦情を常時受け付けて欲しい(メール等で)。一期生が経験した内容の項目分けを事前に告知して欲しい。メールによる書面提出を認めて欲しい。

② 一期生が何を経験したかを、事前にエクスターンシップ担当教員に聞いて参考にすべき。

●J4学生(昼間主 男性)

(1) 受入先 中規模事務所(埼弁)

(2) 総時間数(日程) 約50時間(1月6日~1月20日)

(3) 獲得目標

法律の勉強をしていて、手続法(刑事訴訟、民事訴訟)につき具体的なイメージが湧かず、苦勞しているため、様々な訴訟手続を学ぶ。

様々な種類の法律相談に立ち会い、実体法の具体的な処理方法を学ぶ。刑事事件の公判を見学する。可能であれば否認事件を見学し、弁護士の準備について学ぶ。

弁護士の職務について、具体的なスケジュール、依頼人との接し方について見学し、自分の弁護士像を膨らませる。

(4) 実施内容

① 法廷等傍聴：民事事件(離婚事件)和解調停傍聴2回。刑事事件(業務上過失傷害・否認事件)反対尋問傍聴。民事事件(過払金返還請求事件)口頭弁論傍聴。民事事件(損害賠償請求事件)口頭弁論傍聴。

② 文書起案：内容証明起案(消費者金融に対する、貸金返還請求に対する消滅時効の援用を内容とする起案)。訴状起案(離婚事件に関する訴状)。

③ 法令・判例等調査

労働事件において、過労死における法令・判例調査を行った。

④ その他：労災認定の示談交渉の傍聴。

(5) 感想(獲得目標の達成度)

和解交渉については、エクスターンシップの機会でなければ見学させて頂くことはできなかったはずであるから、大変貴重な経験をさせていただいたと共に、和解交渉について具体的なイメージをつかむことができた。

刑事事件の否認事件を見学し、弁護士の準備について学ぶことができた。

市民のための弁護士とは、相談者の心の悩みを緩和することも大切な役割であると思う。指導担当弁護士のさりげない相談者への一言に、その心遣いを垣間見ることができ、将来の弁護士像を膨らませることができた。

(6) 勉学へのフィードバック

法律を書物で勉強していても、第三者の立場でしか物事を捉えておらず、法律の勉強に面白みを感じることはなかった。勿論、私はこの法科大学院に入学してから初めて法律を学びはじめたので、法律用語の理解に終始とらわれていたため、法律は人間社会の中で「生きていること」を忘れていた。

私は、このエクスターンシップが終わった後に、依頼人、相談者の顔を思い出しては、何とかしたい、という気持ちになり、法律を勉強する時に、この考え方は使えないか、この判例は使えないか、こんな反対説がでたらどうする、と考えながら勉強するようになってきたと思う。このような気持ちを持って、法律を「学ぶ」のではなく、「使う」ための勉強を続けてゆきたいと思っている。

(7) 大宮法科大学院大学への要望

1単位分の履修時間はもったいない。1週間程度では、折角いろいろな事件を見ることができても、その後を追うことも出来ないの、折角起案した事案もその顛末を知ることもなく過ぎていくので、もったいないと思った。

2単位分の履修単位を設定するならば、例えば、初めの1週間は弁護士事務所に連続して通学し、残りの1週間は初めの1週間の間に会った事案を追いかけるようにするのも良いかと思う。

IV エクスターンシップ受入先からの要望

●受入先A(大規模法律事務所)

各事務所におけるエクスターンシップ・カリキュラムの実例等を、差し支えない範囲で、まとめて教えていただけると、来年以降の受け入れの際に参考になると思う。

修習生と異なり、まだ学生であることを意識して、エクスターンシップを組み立てて行って欲しい。

●受入先B(中規模法律事務所) なし

●受入先C(企業法務部 —エンタテインメント・知的財産権—)

エクスターンシップとして来られる場合の連絡をもう少し早めにいただきかった。また、来られる方のバックグラウンドや興味の対象などの情報をいただければ、案件をある程度選ぶ参考になる(今回は、個別にプロフィールを提出してもらった)。

●受入先D(中規模事務所) なし

●受入先E(外資系中規模事務所) なし

●受入先F(大規模事務所) なし

●受入先G(小規模事務所) なし

●受入先H(人権擁護を目的に設立された公益法人)

学生が日報を記載し、これに受入先の検印を求めているが、学生の負担が大きいように感じる。全体の報告書でいいのではないか。

●受入先I(小規模事務所)

受入先に対し、学生に何をさせ、何を習得させたいのか、という指針を作成してはどうか。当職としては、自分なりの指導方針の下、各種活動を行い、それなりの成果を上げたとは思っているが、当初は、何をすべきか、少々戸惑ったのは事実である。クリニックとの切り分けはどうなっているのか。

●受入先J(中規模事務所・埼玉)

埼玉内においても、もう少し多くのエクスターンシップ受け入れ事務所を確保したうえで、学生と合意の上での期間延長が可能であるような割り当てをしていただいた方が効果が上がると思います。

V 実際に実践して当初の目標は達成できたか — 発見したこと、反省点

1 獲得目標の達成度

本稿第2の1で記載した、本学が当初設定した獲得目標(①弁護士が活躍する最先端の現場を観察・体験することにより、弁護士の役割への理解を深めること、②具体的法曹像を見据えた勉学の目的意識・意欲を高めること)は、本稿第3の学生からの報告(17名の各(3)の獲得目標と各(5)の感想 — 獲得目標の達成度、発見したこと、得たこと —)をお読みいただけると、かなりの程度(8割方くらいか)達成できたと評価できると思う。

2 発見したこと(学生が異口同音に指摘していること)

本稿第3の学生からの報告(17名の各(3)の獲得目標と各(5)の感想 — 獲得目標の達成度、発見したこと、得たこと —)をお読みいただけるとおわかりのとおり、学生が下記各諸点を異口同音に指摘していることが注目される。

(1) エクスターンシップによって、実務が教科書に書いてある基本的な法的考え方の応用であることがわかり、実務を体験すると教科書の基本に立ち返り、基本が「ツール」として使えるようになる(基本へのフィードバック学習効果及び基本の定着効果)。

(2) エクスターンシップの履修により、限られた時間で依頼者の求めるものを的確・適切にプレゼンテーションするための問題解決思考力、調査能力、整理能力、説得能力が養われる。

(3) 上記(1)(2)が今後の学習及び法曹になってからの勉学に役立つだけでなく、新司法試験の問題解決指向型の問題の解答のためにも極めて有用な能力を鍛えることになる。従って、質の高い法曹になるためにも、また新司法試験クリアーのためにも是非、エクスターンシップの履修を後輩に勧める。

3 反省点

(1) 初年度は、学生へのエクスターンシップ受入先一覧の開示が10月26日になり、説明会(ガイダンス)を11月に行い、エクスターンシップ先の決定が12月初めになってしまった。この関係から、学生からも受入先からも、もっと詳細な情報(学生にとっては、受入先の特徴をより詳細に欲しい。受入先からは、学生のプロフィールを事前に欲しい)をもう少し早めに欲しいという要望が多く寄せられた。

そこで、次回以降は、エクスターンシップ受入先一覧の開示を早め(2007年に向けては、2006年9月末に開示した)、説明会も10月に前倒しし、説明会で受入先のプロフィールを学生に補充説明する予定である。また、学生のプロフィールも学生自身に記載をさせ(内容は、略歴、自己PR、エクスターンシップで履修したいことの希望等)、あらかじめ受入先に委嘱状及び受入先向けガイダンスと一緒に送付する予定である。

(2) 学生に記載させる日誌(末尾添付の【資料3】参照)については、学生の負担が多い(特に、日々指導担当者の検印及びコメントを求める部分)との指摘があった。そこで、次回以降は、少なくとも、日々の指導担当者の検印及びコメント欄を廃止し、できるだけ学生及び指導担当者の負担を軽減する予定である。

(3) 初回は、エクスターンシップの実施の日程設定、すなわち「1月~3月の間の約50時間の割り振り」を学生と受入先の調整に一任した。しかし、このやり方に対しては、すべての一任するのではなく、例えば、①数日連続してやるパターン、②事件を追う形でやるパターン、③①、②を組み合わせるパターン(そのためには履修時間が長くなると思われる)を示すのが望ましいとの意見があった。

次回以降は、上記のパターンを示して、これを参考に日程調整をしてもらうことを考えたいと思っている。

(4) 上記(3)とも関連するが、現実的には50時間以上のエクスターンシップを実施した学生があり、上記2項記載のとおり、極めて有用なエクスターンシップを、約50時間・1単位とするのはもったいない(日数にして数日では、エクスターンシップの特性を活かすにくい)、2単位とすることも一つのオプションとして認めるべきとの意見が多かった。

これは、クリニックその他のカリキュラムとも関連する問題なので、本学のクリニック・エクスターンシップ委員会で議論をしていきたいと考えている。

VI 夜間主学生の参加についてどのような配慮をしたか — 上手くいったか

本稿第2の4項(2)及び第3の冒頭に記載したとおり、エクスターンシップに向けての説明会(ガイダンス)及びエクスターンシップ期間中の合同セミナーを、各2回開催し、各1回は夜間の時間帯を設定して、夜間主の学生が出席しやすいように、配慮した。

しかし、受入先でのエクスターンシップ自体は、昼間が主体となるので、現実的に

は、夜間主の方がエクスターンシップを履修することには困難が伴う。今回のエクスターンシップ受入先の中で、人権擁護を目的に設立された公益法人は、午後6時以降が活動の主体だったので、そこに参加した学生からは、「夜間主の方に向いている」との感想をいただいた。

今後は、同公益法人以外の受入先でも、例えば、夜に会議、打ち合わせを入れていて、そこを見せてくれる受入先事務所を探す等の工夫が必要になると考えている。

VII 法科大学院においてエクスターンシップを行う意義

1 法律基本科目、他の実務基礎科目との関連

学生が異口同音に指摘しているとおり(本稿第5の2項参照)、エクスターンシップを体験すると、2年間のカリキュラムで学んだ基本(教科書)に立ち返るフィードバック学習が定着するという現象が顕著であることが明確となった。

そこで、エクスターンシップ(クリニックを含め)担当教員が法律基本科目、他の実務基礎科目を教える教員とこうした情報を共有しあい、座学で基本を教えるときは、「この基本が、臨床でどのように使われるか、クリニック、エクスターンシップで見る機会があったらよく見てきなさい」という指摘をし、クリニック、エクスターンシップ履修後のフィードバック学習の重要性に言及してもらうことが肝要になると考える。

2 クリニックとの相違(役割分担)

本稿第3の1項(7)で、A1学生は、「エクスターンシップには学生用にスクリーニングされた事件は一切なく、学生にとっては、生の事件を包み隠さず次々に見分できる数少ない機会である」と述べている。また、本稿第3の11項(7)でI1学生は、「エクスターンシップもクリニックも、各々長所が異なり(エクスターンシップは、すべての面で弁護士の最先端の姿を見られる。クリニックは、無料相談である等の限界がある)、相互に補完する関係にあると思われるので、時間の許す限り履修することを勧める。その為には、単位数や必要時間、受入先等を柔軟に展開できるよう改善する余地があると感じた」と述べた。

恐らく、クリニックのメリットは、担当の専任教員が、臨床の生の事例を教育的効果を考えて提供し、指導することができるということにあるのだと思う。ただ、扱う事件の内容が、刑事であれば国選事件、民事で言えば無料相談・無料事件ないし扶助事件の割合が多い、という多様性・先端性面で多少エクスターンシップと違うところがあるように思う。

一方エクスターンシップの最大の特徴は、企業法務・渉外法務にせよ、市民法務・公益法務にせよ、各受入先の指導担当弁護士が、クリニックではない各弁護士の戦場(法律事務所、企業法務部、団体)で、何もスクリーニングされないそのままの最先端の現場が本当の生のまま見られるというところであろう。エクスターンシップの欠点は、法科大学院が各受入先にガイダンス書は渡すにせよ、基本的には各受入先の指導担当者のやり方に任されるので、教育的配慮の統一性の部分では、クリニックに劣ると言えよう。

しかし、上記II学生が指摘するとおり、クリニックとエクスターンシップとは、それぞれ持ち味が違うのであるから、各不十分なところ補い合いながら、それぞれの特徴を活かす役割分担をすることが重要であると考ええる。

その為には、本特集のように、クリニック及びエクスターンシップの実施状況及び課題を報告しあうこと、またクリニック・エクスターンシップ委員会でお互いの情報交換をすることが肝要であると考ええる。

3 司法修習との関係

司法修習は、法科大学院を修了し、新司法試験に合格した後、実務に向けてスキルを仕上げる過程であろう。

一方、法科大学院でエクスターンシップを履修する意味は、学生が、感想の中で指摘するとおり、1年とか2年の間に座学で学んだ法律が実務でどのように使われているかを体感し、座学での基本に立ち返ってこれを使える「ツール」にすることによりその後の勉学に活かすこと、併せて、早期に実務に触れることにより、将来の自分の理想とする法曹像をつくり、その後の勉学へのモチベーションを最高度に上げるところに意味がある。

よって、「司法修習があるから、エクスターンシップは必要ない」ということは言えないのであり、法曹を目指して法科大学院に入った、適切な段階(入学後1年ないし2年を経過した時点)において、弁護士の活躍の最先端(現場)に触れさせることは、極めて意義の深いことである。

VIII 将来に向けて、教育実践としてどのような展望を持ち得るか

本稿第5の2項に記載した学生の指摘のとおり、エクスターンシップが法科大学院に入って1年ないし2年を経過した学生の今後の勉学にとって、極めて大きな効用が

あることが明らかとなった。

そこで、このエクスターンシップの有用性を高度に発揮させるためには、エクスターンシップの目的・効果・留意点を、学生にはガイダンス等でよく説明し、また、エクスターンシップ受入先に対しては、受入先用ガイダンス書を充実させ、学生のプロフィールも事前に送付し、法科大学院として受入先にどのようなエクスターンシップを期待するかを、より具体的に理解してもらえる努力をすることが肝要であるとする。

こうした努力をすることにより、エクスターンシップの弱点となりがちな、教育的配慮の面でのフォローをより高いレベルにすることが可能になると考える。

【資料1】大宮法科大学院大学エクスターンシップ実施要領**1 本要領の目的**

本学は、エクスターンシップを実施するに際し、関係者の権利・利益を害することなく、効果的な実務教育を実施することを目的として、本実施要領を制定する。

2 エクスターンシップ実施の目的

2年次(4年制の場合は3年次)後期終了後の冬期間の間に、学生の希望に応じて、第二東京弁護士会または埼玉弁護士会の会員が執務する法律事務所、企業法務部、その他会員の関係する官公庁、自治体、諸機関、団体、NGO・NPO等に学生を派遣し2年間の座学で学んだ法律が社会の実際の場でどのように機能し、そこで弁護士がどのような役割を果たしているかを観察・体験することによって、弁護士の役割への理解を深めることを目的とする。

3 エクスターンシップ実施の時期

2年次(4年制の場合は3年次)後期が終了し、3年次(4年制の場合は4年次)の前期が開始する前の時期(毎年1月~3月の時期)

4 エクスターンシップ実施の対象、学生の適格性

本学に在籍する学生でエクスターンシップの履修を希望する者。

学生がエクスターンシップを履修するには、以下の要件を満たさなければならない。

(1) 必修としての法律基本科目・実務基礎科目(法情報調査・法文書作成及び専門職責任)の単位を取得もしくは取得見込みであること。なお、面接・交渉技法及び民事訴訟実務の単位を取得していることを推奨する。

(2) 守秘義務を遵守する旨の秘密保持誓約書(別紙書式参照)を本学に提出していること。

5 エクスターンシップ派遣先(受け入れ先)

(1) 法律事務所

(2) 企業(企業内弁護士のいる企業)法務部

(3) 官公庁、自治体、諸機関、団体、NGO・NPO等

6 エクスターンシップ派遣先(受け入れ先)先の募集・依頼

第二東京弁護士会会員、埼玉弁護士会会員を中心にエクスターンシップ受け入れ事務所、企業、諸団体を募集する。

7 エクスターンシップ指導担当者の委嘱及び適格性

エクスターンシップは、エクスターンシップ受け入れ先の法律事務所内ないし企業法務部内の弁護士を指導担当者として指名して委嘱する。指導担当者は、原則として5年以上の実務経験を有する弁護士の中から選任することとする。

弁護士の在籍しない官公庁、自治体、諸機関、団体、NGO・NPO等の場合は、推薦(紹介)弁護士に指導担当者(協力弁護士)になってもらうか、あるいは官公庁、自治体、諸機関、団体、NGO・NPO等のしかるべき担当者に指導担当者になっていただく(指導担当者が弁護士であることを必須要件とはしない)。従って、その場合は、弁護士賠償責任保険に加入していることも要件とはしない(本学の加入する法科大学院生教育研究賠償責任保険での填補を検討する)。

8 エクスターンシップの時間帯、内容、事件関与

(1) 学生は、1月~3月までの間、総時間約50時間程度(この期間中、学生がいつエクスターンシップ先に出向くのか、1日何時間とするのかは、学生とエクスターンシップ先で調整していただく)エクスターンシップ先の法律事務所もしくは企業法務部等に出向き、指導担当者その他の協力弁護士と行動を共にする。

(2) 学生は、指導担当者その他の協力弁護士の事件処理(法律相談、面接・交渉、会議、法廷等)に立ち会うとともに、事件処理に必要な法情報調査、その他法文書の文案の起案等をする。

(3) 対象事件は、指導担当者が相談を受けた事件及び受任した事件とし、学生は名目の如何を問わず、報酬を請求し、又は受領してはならない。

(4) 学生は、指導担当者の補助者として、指導担当者の活動に立ち会うと共に、事件処理に必要な法文書を作成する。

(5) 指導担当者は、学生を指導・監督し、学生の行為については全て指導担当者の責任とする。

(6) 指導担当者は、前2項について、相談者・依頼者・被疑者・被告人の同意を得なければならない。

(7) 指導担当者は、学生の立ち会いについて、必要に応じ関係者の同意を得る。

9 成績評価、単位の認定

成績は、学生が作成・提出する活動日誌(所定の書式有)及び最終報告書(所定の書式有)と、指導担当者ないし協力弁護士に作成・提出してもらった活動報告書に基づき、

本学のエクスターンシップ担当講師においてその成績評価を集計する。

成績評価は、合否の2段階とする。エクスターンシップの履修単位は1単位とする。成績は、3年次(4年制の場合は4年次)前期の成績として記録される。

10 その他

(1) 学長は、必要と認める関係機関に対し、エクスターンシップの教育目的と運用について、理解と協力を得られるよう努める。

(2) 学生の守秘義務違反については、別途規定する学内規則において処分する。

【資料2】

秘密保持誓約書

平成 年 月 日

法律事務所(受入先)

指導担当者 先生

大宮法科大学院大学 御中

住 所 〒

在学年 年

学籍番号

コース

学生氏名

私は、大宮法科大学院大学のエクスターンシップに参加するにあたり、下記の事項を厳守することを誓約します。

1 私は、受入先におけるエクスターンシップの過程において知りえた公知の知見及び知識を除く一切の情報、知識(以下「秘密情報」という)の秘密性を十分理解しており、秘密情報の秘密を厳格に保持し、如何なる第三者にも秘密情報を漏洩、開示又は公示したりしません。

2 私は、秘密情報を含む書面その他如何なる媒体をも複写、譲渡、貸与したり受入先外に持ち出したりしません。

3 私は、秘密情報を受入先におけるエクスターンシップの目的以外の目的には使用しません。ただし、別途目的を明示したうえで受入先の明確な書面による許諾を受けた場合はこの限りではありません。

4 私は、本エクスターンシップの終了後といえども、秘密情報が公知の知見又は知識とならない限り、秘密情報の秘密保持義務を保持します。

5 私は、受入先より秘密情報の返還又は破棄の指示があった場合には、書面その他の媒体を通じて提供された秘密情報(その複写物及び要約を含む)を速やかに受入先に返還又は破棄します。

6 私は、私が上記の各条項に違反した場合には、受入先に生じた一切の損害、損失、費用(弁護士費用等を含む)等を受入先に賠償する責任を負います。

7 私は、私が上記の各条項に違反した場合には、大宮法科大学院大学における退学処分を含む懲戒処分の対象となることがあることを十分に理解しております。

8 私は、大宮法科大学院大学の学生としての自覚のもとに、その名誉信用を傷つけないよう、誠実に行動することを誓約します。

9 本誓約書に基づき、または、本誓約書に関して生ずるすべての紛争については、大宮法科大学院大学および受入先の意向に従い、信義に則り誠実を尽くして協議のうえ、善処解決するものとします。

【資料3】

提出日：平成 年 月 日

平成 年 大宮法科大学院大学

エクスターンシップ活動日誌

在学年	年	学生氏名	
コース			
学籍番号			

受入先		指導担当者	
-----	--	-------	--

受入先とあらかじめ打ち合わせをして決めたエクスターンシップの日、時間帯を記載して下さい

受入先とあらかじめ打ち合わせをして決めたエクスターンシップの獲得目標を記載して下さい

【記載要領】

- 次の頁をエクスターンシップ日数分コピーして、毎日記入して下さい。
- 毎日、始業までに「今日のエクスターンシップの目的」欄を記入し、目的意識を明確にしてエクスターンシップを行って下さい。
- 出勤状況、業務内容を記入した後、指導担当者の方に毎日検印(もしくはサイン)をもらって下さい。また、何かコメントがあれば記入していただくよう、お願いして下さい。

【提出期限】

- ① 最終提出期限：平成 年 月 日()までに教務学生課に提出下さい。
- ② 途中経過報告：平成 年 月 日及び同年 月 日の合同セミナーで使用するため、 月 日までの分を 月 日までに、 月までの分を 月 日までに教務学生課宛、各コピーもしくはファックスで途中経過報告をして下さい。

エクスターンシップ()日目

1 今日のエクスターンシップの目的(何のために何をするか)を記入

--

2 出勤状況

①遅刻せず ②遅刻(その理由:)

3 今日のエクスターンシップの内容(実績、どのようなことをしたか)

時刻	研修場所	内容

4 今日の評価、反省点

--

5 指導担当者のコメント

	担当者検印
--	-------

【資料4】

提出日：平成 年 月 日

平成 年 大宮法科大学院大学

エクスターンシップ最終報告書

在学年	年	学生氏名	
コース			
学籍番号			

受入先		指導担当者	
-----	--	-------	--

1 エクスターンシップ出勤状況のまとめ(日々の出勤状況は、活動日誌の記載を援用します)

遅刻回数	回	欠勤回数	回
早退回数	回	総時間数	約 時間

2 エクスターンシップ実施内容のまとめ(日々の実施内容は、活動日誌の記載を援用します)

1) 法廷等傍聴	
2) 文書起案	
3) 法令・判例等調査	
4) その他	

3 エクスターンシップの感想(①エクスターンシップ実施前の獲得目標及び期待に対し、どれくらい達成できたか、②今回のエクスターンシップで発見したこと、得たことをできるだけ具体的に、その他)を記載して下さい。

4 自己評価と反省点及び今回のエクスターンシップを今後の法科大学院での勉学にどう生かしたいかを記載して下さい。

5 受入先及び大宮法科大学院大学に対する要望、後輩へのアドバイスなどを記載して下さい。

[提出期限]平成 年 月 日()までに教務学生課に提出下さい。

【資料5】

提出日：平成 年 月 日

大宮法科大学院大学 御中

平成 年1月~3月 大宮法科大学院大学

エクスターンシップ活動証明書

エクスターンシップ受入先名 _____

指導担当者名 _____

エクスターンシップ受入学生

在学年	年	学生氏名	
コース			
学籍番号			

1 エクスターンシップ出勤状況のまとめ

遅刻回数	回	欠勤回数	回
早退回数	回	総時間数	約 時間

2 エクスターンシップ実施内容の概要

1) 法廷等傍聴	
2) 文書起案	
3) 法令・判例等調査	
4) その他	

3 評価

エクスターンシップ担当の教員が、合否を判定する際の資料にしますので、下記各項目について、評価(該当番号に○印をして下さい)及びコメントの記入をお願いいたします。

評価項目	評価の留意点	評価 4: 非常に優れている、3: 優れている、2: 普通、1: 努力を要する	コメント
1 時間に関する約束を守る姿勢	欠席・遅刻の回数及び時間。無断欠席・無断遅刻の有無	4・3・2・1	
2 積極性・創造性	進んで積極的に仕事をする姿勢	4・3・2・1	
3 貢献度	具体的な案件に対する成果	4・3・2・1	
4 協調性	対人関係調整を含む	4・3・2・1	
5 調査能力	事実調査・法調査能力	4・3・2・1	
6 文書作成能力	メモ作成、文書起草能力	4・3・2・1	
7 説明能力・説得能力	わかり易く説得的な説明をする能力	4・3・2・1	
8 所内ルールの遵守	倫理感覚を含む	4・3・2・1	
9 誠実性・信頼性	信頼して任せられるかどうか	4・3・2・1	
10 その他・特記事項			

4 今回のエクスターンシップに関しまして、ご感想等がありましたら、お書き下さい。

5 今回のエクスターンシップに関しまして、大宮法科大学院大学に対する要望等ございましたら、お書き下さい。

[提出期限] 平成 年 月 日()までに、同封の返信用封筒により、大宮法科大学院大学教務学生課に提出いただきたく、お願い申し上げます。